

構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	支援措置に係る提案事項(事項名)	支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1125	11252010	人間同士の「会話の力」による「声かけ型」の元気支援ネットワーク構想	人間同士の「会話の力」による「声かけ型」の元気支援ネットワーク構想として再提案する。 ・緊急通報体制整備事業の通信用電話機購入補助金の見直し要望 日本国内の独居老人宅に設置されている緊急通報用電話機は50万台以上になっている。最近、緊急通報用電話機を設置している独居老人宅で孤独死が多発している。緊急通報システムは、高齢者の身体のケアに関して全く無力である。保守点検や通信回線を含めたシステムの正常稼働を毎日証明しなくても、責任は問われない。地方自治体が補助金で緊急通報装置一式を購入しているが、死亡や転居で短期間の使用でも、通報装置は回収されず使い捨てという補助金の無駄使いが行われている。 ・規制緩和要望として、緊急通報システムが在宅ケアで利用されるためには、ハードやソフトの開発のみならず高齢者への精神的な影響を含めて、検証する必要がある。情報通信アクセス協議会部会長で、若手県立大学の伊藤憲三教授が、緊急通報用電話機は、アクセシビリティの確保を毎日証明し、管理責任を明確にできる機能を持たせるよう製造メーカーに警鐘を鳴らしている。電話機本来の機能は、人間同士の肉声を介する心の交流「会話の力」である。緊急通報用電話機は、管理責任が全く問われないため、「会話の力」の人間同士を機械化という手抜きの効率化を謀った欠陥商品である。製造メーカーは、この事実を知っていないが、金儲けのために販売している。「おたっしやコール」は、毎日定時に自動的に「会話の力」で高齢者の容態や安否を確認すると同時に、電話機(通信回線を含む)やシステムの正常稼働を証明し、管理責任を明確にすることができる。この機能が緊急通報用電話機には絶対必要であり、義務化する規制改革を要望する。	一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦に、地域の人々が毎日決まった時間に声をかける「おたっしやコール」モデリング事業を7月1日より、交野市藤が尾地区で始める。「おたっしやコール」とは、定時自動発信機能の電話機を使い、毎日決まった時間に声をかけることにより、高齢者をサポートする新しい発想のシステムであり、全国で多くの自治体が導入している「緊急通報システム」では手の届かない部分までフォローすることができる。この事業は、これまでNPO内で行っていましたが、地域としては全国初の試みとなる。	緊急通報システムの管理責任の明確化と補助金の見直しを提案していたが認められなかった。緊急通報システムは、高齢者にとっては、まさに命綱である。そのシステムを確かなものにするためには、毎日定時に必ず人間同士の肉声を介する心の交流(ヒューマンコミュニケーション)の「会話の力」で、容態や安否確認することが重要である。そのことが非常時の早期発見にもつながり、更にシステム上のトラブルも毎日確認することができる。毎日定時に会話することが当たり前、会話ができない場合、緊急事態と判断し原因を調査する。「おたっしやコール」はこれを実践しているので再提案する。	大阪府	NPO法人デイコールサービス協会	人間同士の「会話の力」による「声かけ型」の元気支援ネットワーク構想(現 人間同士の肉声による「会話の力」が心の人間大日本を実現)	独居老人宅に緊急通報用電話機はPL法に抵触しないか?世界第2位の経済大国日本で、孤独死が増え続けている。最近、緊急通報用電話機を設置している独居老人宅で孤独死が多発している。緊急通報用電話機は、全国で50万台以上設置されているが、保守点検や通信回線を含めたシステムの正常稼働を証明しなくても管理責任は全く問われないため、一度設置すると、半ば放置状態に置かれている。地方自治体が補助金で購入し設置している場合、短期間の利用でも回収されず使い捨てられている。情報通信アクセス協議会部会長の伊藤憲三教授が、アクセシビリティの確保を毎日証明できる機能付電話機にするよう警鐘を鳴らしている。
1214	12142010	国庫補助金等事務の合理化推進モデルプロジェクト	国庫補助金等事務については、申請等に際して求められる地方の事務負担が大きい、三位一体改革を通じて国庫補助金を削減し税源移譲する方向が示されているものの、政府の削減方針は補助金等の一部にとどまっており、なお多くの補助負担金制度が存続するものと考えられる。このことから、国と地方共同のプロジェクトチームを編成して国庫補助負担金事業に係る「申請等事務負担」を軽減する取組みを推進し、補助事業の効率的な執行、行政事務のスリム化をはかるものである。 地方事務・事業の多くを占める各府省ごとの国庫補助負担金事業の全体を見直すことができれば、地方が得られる事務合理化効果は極めて大きい。地方財政が厳しさを増し、かつ自立改革を求められる中で、直接住民サービスに充てられないこのような事務経費、中間コストをいかに削減できるかは、地方にとって極めて重要な課題である。また、これによって国、県の事務も合理化でき、全体の効果はさらに高まることも期待できる。 以上のことから、ア 「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」及び同法施行令と、これに基づく各府省規則等で定める手続きを改める。具体的には、継続的な補助で、かつ経常的支出に係るものについては「所要額調」をなくし、「交付申請」と「実績報告」に絞る。 イ 「交付申請」時の提出書類を事業量の推移、変化を示すもの(過年度資料、対象者推計値等)に絞り、「実績報告」において詳細資料を提出する。 ウ 県が国費を受けて行う国間接補助事業については、時期、提出書類を含めて、直接補助分と一体化する。 エ 投資的支出に係る事業についても、同様の趣旨から見直しを行う。 これについて、早期に全国実施が困難な場合は、認定市町村を「国庫補助金等事務合理化推進モデルプロジェクト地区」に指定し、国・県・市町村によるプロジェクトチームを編成して実地調査を行い、合理化スキームを構築する。	国庫補助負担金事業については、申請等に際して求められる地方の事務負担が大きい。三位一体改革を通じて国庫補助金を削減し税源移譲する方向が示されているものの、政府の削減方針は補助金等の一部にとどまっており、なお多くの補助負担金制度が存続するものと考えられる。このことから、国と地方共同のプロジェクトチームを編成して国庫補助負担金事業に係る「申請等事務負担」を軽減する取組みを推進し、補助事業の効率的な執行、行政事務のスリム化をはかる。地方事務・事業の多くを占める各府省ごとの国庫補助負担金事業の全体を見直すことができれば、地方が得られる事務合理化効果は極めて大きい。地方財政が厳しさを増し、かつ自立改革を求められる中で、直接住民サービスに充てられないこのような事務経費、中間コストをいかに削減できるかは、地方にとって極めて重要な課題である。また、これによって国、県の事務も合理化でき、全体の効果をさらに高める。	国庫補助負担金事業については、申請等に際して求められる地方の事務負担が大きい。三位一体改革を通じて国庫補助金を削減し税源移譲する方向が示されているものの、政府の削減方針は補助金等の一部にとどまっており、なお多くの補助負担金制度が存続するものと考えられる。このことから、国と地方共同のプロジェクトチームを編成して国庫補助負担金事業に係る「申請等事務負担」を軽減する取組みを推進し、補助事業の効率的な執行、行政事務のスリム化をはかるものである。	岡山県	草加市	頑張る自治体・生産性向上プロジェクト	草加市は、一般会計、特別会計をあわせて1千億円余を支出す市内最大のサービス事業所である。この事業所が、いかに生産性を高め、最大かつ最も効果的なサービスを最少のコストで提供できるかは、市民の公共福祉の増進はもとより、地域経済にも大きな影響を与える。そこで、草加市が日々執行している事務・事業に焦点を当て、そのコストパフォーマンスとサービスの向上に支障となっている諸規制の緩和をはかる「頑張る自治体・生産性向上プロジェクト」を提案する。草加市では、この取組みを通じて、より一層の経営改革を進め、厳しい財政事情のもとで市民・納税者の納得を得られる行政運営とサービスを実現しようとするものである。
1345	13452010	地域福祉連携センターの設置	別紙1 内容参照	別紙1 具体的事業の実施内容参照		岡山県	木村 貴子	民間や地域の知恵が主導する経済社会システムの構築のための地域福祉連携センターの設置	それぞれの組織、社会資源が専門性を深める中、住民にとって一番必要な情報提供ができる働きを担える、相談窓口以前の総合受付をつくることによって総合的な情報を提供できるシステムをつくり、その拠点をつくる。地域経済の流通のなか、福祉の情報や地域型在宅介護支援センターの情報もチラシとして、掲示していただくなかで、地域住民をターゲットとしたサービスの紹介ができ、関係各機関との連携、また地域からの刺激をうけることのできるシステムを作る
1345	13451010	地域福祉連携センターの設置	別紙1 内容参照	別紙1 具体的事業の実施内容参照	0	岡山県	木村 貴子	民間や地域の知恵が主導する経済社会システムの構築のための地域福祉連携センターの設置	それぞれの組織、社会資源が専門性を深める中、住民にとって一番必要な情報提供ができる働きを担える、相談窓口以前の総合受付をつくることによって総合的な情報を提供できるシステムをつくり、その拠点をつくる。地域経済の流通のなか、福祉の情報や地域型在宅介護支援センターの情報もチラシとして、掲示していただくなかで、地域住民をターゲットとしたサービスの紹介ができ、関係各機関との連携、また地域からの刺激をうけることのできるシステムを作る
1345	13452020	地域型在宅介護支援センターの財源確保業務改善支援	別紙2 内容参照	別紙2 具体的事業の実施内容参照	0	岡山県	木村 貴子	民間や地域の知恵が主導する経済社会システムの構築のための地域福祉連携センターの設置	それぞれの組織、社会資源が専門性を深める中、住民にとって一番必要な情報提供ができる働きを担える、相談窓口以前の総合受付をつくることによって総合的な情報を提供できるシステムをつくり、その拠点をつくる。地域経済の流通のなか、福祉の情報や地域型在宅介護支援センターの情報もチラシとして、掲示していただくなかで、地域住民をターゲットとしたサービスの紹介ができ、関係各機関との連携、また地域からの刺激をうけることのできるシステムを作る
1345	13451020	在宅介護支援センターの財源確保	別紙2 内容参照	別紙2 具体的事業の実施内容参照	0	岡山県	木村 貴子	民間や地域の知恵が主導する経済社会システムの構築のための地域福祉連携センターの設置	それぞれの組織、社会資源が専門性を深める中、住民にとって一番必要な情報提供ができる働きを担える、相談窓口以前の総合受付をつくることによって総合的な情報を提供できるシステムをつくり、その拠点をつくる。地域経済の流通のなか、福祉の情報や地域型在宅介護支援センターの情報もチラシとして、掲示していただくなかで、地域住民をターゲットとしたサービスの紹介ができ、関係各機関との連携、また地域からの刺激をうけることのできるシステムを作る
1345	13452030	地域ケア会議のチェック機会の整備	別紙3 内容参照	別紙3 具体的事業の実施内容参照	0	岡山県	木村 貴子	民間や地域の知恵が主導する経済社会システムの構築のための地域福祉連携センターの設置	それぞれの組織、社会資源が専門性を深める中、住民にとって一番必要な情報提供ができる働きを担える、相談窓口以前の総合受付をつくることによって総合的な情報を提供できるシステムをつくり、その拠点をつくる。地域経済の流通のなか、福祉の情報や地域型在宅介護支援センターの情報もチラシとして、掲示していただくなかで、地域住民をターゲットとしたサービスの紹介ができ、関係各機関との連携、また地域からの刺激をうけることのできるシステムを作る



構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	支援措置に係る提案事項(事項名)	支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1396	13962010	特別養護老人ホーム等の老人福祉施設を運営する社会福祉法人の居宅介護等事業への参入促進	平成15年度から始まった障害者支援費制度の適正かつ円滑な実施のためには、サービス供給体制の整備・充実が必要です。そこで、埼玉県における事業者の新規参入を促進する方策として次の構想を提案するものです。 実施区域：埼玉県の全域 対象：特別養護老人ホーム等の老人福祉施設を運営する社会福祉法人 内容：国庫補助金を受け入れて整備した特別養護老人ホーム等の老人福祉施設の一部を利用して、居宅介護等事業を行う場合における財産処分手続きの簡素化を図り、国庫補助金の返還を不要とします。	在宅の障害児(者)に対して提供する福祉サービスを充実するため、担い手となる事業者の新規参入を促進する必要があります。埼玉県では、現在、294か所の居宅介護等事業者を指定していますが、平成19年度には、この数を600か所とする目標を設定しています。そこで、特別養護老人ホーム等の老人福祉施設を運営する社会福祉法人の事業参入に係る財産処分手続きの簡素化を図り、これらの法人の新規事業参入を促進することとします。	特別養護老人ホーム等の老人福祉施設を運営する社会福祉法人の事業参入を進める場合、施設整備に対して国庫補助金の交付を受けているため、当該施設の転用に当たっては、財産処分の手続きが必要となります。国においては、老人福祉施設の介護保健における訪問介護事業の事業所への転用については、手続きを簡素化する通知を示していますが、障害者支援費制度における居宅介護等事業に対しては認められていません(障害者福祉施設については認められています)。国庫補助金の財産処分に係る簡素化の手続きについては、国の支援(判断)が必要です。	埼玉県	埼玉県	居宅生活支援事業への参入促進構想	障害者支援費制度の適正かつ円滑な実施のため、事業者の新規参入を促進する方策として次の構想を提案します。 実施区域：埼玉県の全域 対象：特別養護老人ホーム等の老人福祉施設を運営する社会福祉法人 内容：国庫補助金を受け入れて整備した特別養護老人ホーム等の老人福祉施設の一部を利用して、居宅介護等事業を行う場合における財産処分手続きの簡素化を図り、国庫補助金の返還を不要とします。
1422	14222010	学校施設の空教室の利用に伴う使用許可について	小値賀町には、現在、施設入所が13名、グループホーム入居者が3名いてその入所に係る小値賀町の支援費の負担額が、(4分の1)が11,650千円となっております。また、島内にいる数名の障害者と入所待機者と養護学校の在校生等を含め、今後5~6名の増加が予想されトータルで20名を越すと現時点で予想されます。 施設については、比較的軽度の人を対象とする意味で授産施設の近いものが望ましいと思います。 作業等については、農作業を中心に養老園や福祉センター等の清掃活動、又特産品の加工を委託等と考えています。 施設の規模については、長崎県の障害者プランにおいて上五島地区(宇久・小値賀を含む)については約50名程度の施設が計画に上がっており、すでに新島目町に知的障害者通所授産施設(30名規模)の建設が決定されていることから、本町において施設を新設する場合、20名~30名以下の数値が現実的と思われる。当町に授産施設等を開設すれば、雇用の場の確保・人口増と今まで他町に流れていた負担金が、当町に落ち経済も活性化できると考えられます。また学校の空き教室を利用できれば、障害者との交流、福祉に対する考え方を身近に感じられる教育現場が構築できると考えられます。 空き教室の利用については、国庫の許可が必要ですので利用許可の支援と施設設置のために必要な人員配置について、小値賀島のため専門職の人材不足が考えられるため資格基準の緩和措置、施設設置要件などの特別措置などお願いしたい。	この構想の実現により、知的障害者が地域の方々や児童と触れ合う事により、相互が心豊かな人間性と社会性の涵養につながると考えられる。この施設を管理していく上で入所者数が多ければ20名をこえる雇用の確保が出来、支援費の負担金の軽減(年間約1,100万円)にもつながり、現在他町村に入所中の方々の帰町が実現され、人口の増加が期待できる。		長崎県	小値賀町	おぢか空き教室のびのび活用構想	一島一町の島にとって、福祉のサービスは本土より手厚いものにならなければならないというコンセプトの下、当町では様々な福祉サービスに取り組んでいます。そのような中どうしても対応しきれない福祉事業の一つでもある、知的障害者支援施設を島内に整備できればと考えていました。今回の地域再生事業の推進にあたり、島内外の知的障害児者向けの入所・通所施設を島内学校施設の空き教室を利用して設置し、福祉と教育の現場が一体となった環境を作りが可能となり、心の乾いた現在の福祉の時代に対応できる児童教育の場も同時に構築できるものと考えられます。
1229	12292010	小学校に併設する施設を活用し、学童保育所を開設する	安達太良小学校の改築については、文部科学省の補助を受け、平成15、16年度の継続事業として、現在整備を進めているが、地域住民との交流を図る目的から「地域交流センター」を併設、整備し、校舎と同じく学校施設として、本年11月の竣工を目指している。 本市においても、少子高齢化の進行は顕著で、とりわけ市の重点施策として、子育て支援策である学童保育の開設を進めており、本校学区の開設がなされれば、市内全小学校区での開設が可能となるが、当該地区には、適当な施設が無く、財政的な要因もあって、新たな施設(学童保育所)整備については困難な状況にある。 そこで、文部科学省サイトの施設であるこの「地域交流センター」を活用して、厚生労働省の事業である学童保育所を開設し、子育て支援と少子化対策の推進を図るものである。 これが開設されても、日中の使用が主であり、本来の目的たる「地域交流センター」の機能を失うものではなく、本校児童の放課後対策として、通所時の交通の安全性からも、学校と併設の施設を使用することは、極めて有効であると考えている。	安達太良小学校の改築に伴い整備される文部科学省サイドの「地域交流センター」を活用して、厚生労働省サイドの事業である学童保育所を開設し、子育て支援と少子化対策の拡充を図るものである。	「地域交流センター」を学童保育施設として使用することは、文部科学省からも否定されており、同地域に適当な施設が無いことや市の財政事情から新たな施設整備が困難であること等から、当該小学校区のみ、学童保育所が開設できない可能性が高く、市独自の取組には限界があり、国の調整、支援が必要となっている。	福島県	二本松市	子育て支援地域再生計画	安達太良小学校の改築に伴い整備される文部科学省サイドの「地域交流センター」を活用して、厚生労働省サイドの事業である学童保育所を開設し、子育て支援と少子化対策の拡充を図るものである。
1244	12441010	国、地方公共団体、企業の垣根のない全体が一丸となって「子育て支援の環境整備」へ取り組む	幼保一元化施設の設置を踏まえ、柔軟的な教育・保育サービスを提供するため、民間のサービスを最大限に生かす保育環境を全国展開されたい。	安心して子供を産み育てる環境の整備をする事で、非婚率、晩婚率も是正され、少子化の歯止めへの布石になると考える。又、親も、何らかの社会参加をし、老い先不透明な世の中において子供への教育環境を求める声も高まる中、就学前教育の重要性を踏まえ、保護者のニーズにあった幼児育成機能が充実された施設を整備するため、幼稚園設置基準の緩和により、幼保一元化施設の設置を容易にすることで、地域に多様な教育・保育サービスを提供するとともに、地域雇用の創出や地域経済の活性化を図る。	従来の保育サービスでは多様化する現代の利用者が求める保育環境とは必ずしも合致せず、旧来の慣習にとらわれない利用者の視点にたった子育ての環境整備を早急に求める、	大阪府	柿木 美和	次世代育成型幼保一元化構想	日本の社会構造の急激な変化に伴い、旧来の子育ての環境は急変し、当の子供、そして一番の担い手である母親へ、そのしわ寄せが行き、不幸な事件が後を断たない。地域として「声なき声」にどの様に対応していくか、早急に取り組むべき課題であり、地域に住む子育て経験者、保健所等従来の保育環境も有効利用し、子育てに悩む保護者の駆け込み寺の存在として小規模でも柔軟な保育サービスができる環境整備に早急に取り組む必要がある。又、サービス内容も「単なるお預かり」でなく「教育的要素」も盛り込んだ施設作りが、次世代の人格形成には必要だと判断から、幼児教育と保育を一元化した「総合施設」の設置を認めて頂きたい。
1254	12542010	仕事と家庭の両立支援特別援助事業の実施に係る留意事項の修正	県では、今後10年を見据えた「安心子育てサポート戦略」において、既存の保育サービスでは対応できない保育需要に対応した、地域密着の子育て支援機関である「ファミリー・サポート・センター」の普及と活動促進を通じて、仕事と育児の両立支援を推進しているところであるが、センターから「利用者のニーズが多様化しており、国から示されている通達通りでは、対応できないケースも発生している」との指摘がある。このため、センターの援助活動に関する通達の一部修正を要望するものである。 この修正によって、センターでの援助活動内容が拡大し、利用者の様々なニーズにきめ細かく対応できることから、会員数及び活動件数の一層の増加に繋がるとともに、仕事と育児の両立支援に一段と寄与するものと考えられる。  <一部修正を要望する内容> 子どもを預かる場所については、原則として提供会員の自宅であり、例外規定として、病気など子どもを移動させることが適切でないときは、依頼会員の自宅となっているが、これを「依頼・提供会員双方の了解があれば提供会員以外の場所で援助を行うこともできる」という修正を求める。	会員間で行う相互援助活動  < 現行 > : 原則として、子どもを預かる場合は、援助を提供する会員の自宅とすること。ただし、子どもが病気等の場合であって、子どもを移動させることが適切でないときは、依頼する会員の自宅において援助を行うこと。  < 提案内容 > : 原則として、子どもを預かる場合は、援助を提供する会員の自宅とすること。ただし、依頼・提供会員双方の了解のもとであればこの限りでない。	現行のファミリー・サポート・センターの運営に関する通達においては、援助活動をする場所についての制約があり、これが依頼・提供会員双方のニーズや援助活動の実態にそぐわず、会員登録を逃した事例もあるなど、個々の実情に即したきめ細かなサービスの提供に支障をきたすケースも発生している。 多様化するニーズへの対応や、センター会員数及び活動件数の増加のためには、こうした制約を緩和する必要がある。	新潟県	新潟県	安心子育てサポート戦略(仕事と家庭の両立支援推進事業)	地域の人人による子育ての助け合いシステムである「ファミリー・サポート・センター」の普及と事業の活性化を推進しているところであるが、センターからは「子どもを預かる場所の制約」を撤廃するよう要望がある。現行通達では、子どもを預かる場所について、「原則として提供会員の自宅であり、例外規定として、病気など子どもを移動させることが適切でないときは、依頼会員の自宅」となっているが、これを「依頼・提供会員双方の了解があれば提供会員以外の場所で援助を行うこともできる」という修正を求める。これにより、会員数の増大とセンター事業の活性化を図り、仕事と子育ての両立支援を一段と加速させたい。
1026	10262043	(4部分)権限移譲の推進 1.ハローワークの雇用情報を求人業者に公開する。 2.介護保険利用者1割負担金分を事業者に権限を移譲する。 3.遊休地と休田の活用を民間に認める権限を移譲する。 4.生きがいデイの運営権限を社会福祉法人に権限を移譲する。	1.求職者情報が求人業者に情報が公開されていない場合があり、直接事業者と個人が面談や電話で雇用条件の確認が出来ない。 2.生活保護者と収入格差がない基礎年金のみの利用者に対しての1割負担は、大きな問題である。 3.米作農家は、転作助成金目当てに作りたくもない米以外の農作物を形式的に作っているだけで休耕田や遊休地が有効に活用されていない。 4.現在の生きがいデイは、市町村の認可事業で既得権益を持った大きな社会福祉施設や市町村が直接運営する社会福祉協議会が独占的に事業を行っている為、新設単独事業者との競争が不公平であり、経営を圧迫している。	1.特区認定の派遣人材会社に対しては、コンピューター情報をハローワークとつなごう同様の情報が取れるようにする。 2.介護保険使用平均(日本全国1人当たり)まで裁量権を認める。 3.転作助成金額で使用を民間に認めることで助成金を減額することが出来る。 4.厚生労働省から直接認定を受け交付金額も市町村事業と同額にする。	1.各省庁の縦割り行政での既得権益(許認可権)確保の壁を破ることで税金の無駄使いをやめ公平な競争条件で公正な状況を作る必要性を15年間の経験より体験して、財政措置を減額させる仕組みの必要性を再確認した。 2.行政の権限が集中している為、構造改革の難しさを感じるその為には、各行政機関の局長クラスは、第三者機関(民間)に委託する必要がある。	福岡県	社会福祉法人 鞍手会 ケーティンクプライズ株式会社 有限会社 かじと 梶栗 俊郎	社会福祉施設に特化した住みたくな町づくり特区構想	介護・医療・保育等所の介護福祉施設の財源は、社会的強者の福祉、カン/の経済活動で賄い、自立した強い地域を作る 日本的美、伝統文化の建築美を意識した観光産業的空間特性を明確にして、グローバル化社会に対応する 民間活力で総事業費550億円のインフラ整備を10年間で完了し、ハード/ソフト面の達成で、鞍手町内ピーク時の3万2千人に回復させる 経済改革特区債権の発行分に対して、利子補給と元本を政府が保証する 介護保険1割自己負担金分を事業者に割引の裁量権を認める



構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	支援措置に係る提案事項(事項名)	支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1064	10642010	補助対象複合施設のリニューアルにおける転用の弾力的な承認	<p>国庫補助金により整備した施設の他の施設への転用については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条に基づき、各省各庁の長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用してはならないとしています。ただし、政令により国庫補助金に相当する額を国に納付した場合や、補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合は、この限りではないとしています。</p> <p>このことから、地域再生の支援措置には、補助対象施設の有効利用というメニューができましたが、社会経済情勢の変化に伴って需要がい著しく減少している施設が対象として、需要が著しく減少していない本構想は対象外となっています。</p> <p>このことから、需要がい著しく減少していない補助対象施設においても、リニューアルで新たな有効利用を図り、需要の拡大、地域の活性化が見込まれる場合には、転用を弾力的に認めて頂く地域再生の支援措置が必要とされています。</p> <p>また、複合施設となっている補助対象施設の有効利用は、地域再生計画の申請により、該当する各省各庁の長の承認があったものとして取り扱われるよう手続きの簡素化が望まれるとともに、その際の国庫補助金に相当する額の国庫納付を求めないとする支援が必要です。</p>	<p>昭和53年に整備している中央公民館、母子健康センター、勤労福祉センター、老人福祉センターは現在でも利用率は低くないが、整備後25年が経過し老朽化するとともに、少子・高齢社会の到来など社会構造等の大きな変化や施設の狭隘、住民サービスのレベルアップなどに伴いリニューアルを計画している。</p> <p>このことから、従前の機能を確保しつつ、「文化・健康・ふれあい」をテーマとした21世紀にふさわしい新たな全世代交流拠点「(仮称)岡部町交流センター」として一体的に再生整備することにより、幅広い年代層や様々な町民をはじめとした人々が、自から創意・工夫しての活動と交流を行う場として、元気にいきいきとぎわいのある地域として活性化が図られる。</p>	<p>国庫補助金で整備された複合施設の転用に際しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条により、各省各庁の長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用してはならないとしている。ただし、政令で定める場合には、この限りではないとされ、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条では、補助事業者等が法第7条第2項の規定による条件に基づき補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合、補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合となっている。</p>	埼玉県	岡部町	文化・健康・ふれあいをテーマとした全世代交流拠点の創出プラン	<p>岡部町の中央公民館、母子健康センター、勤労福祉センター、老人福祉センターの複合施設は、利用度は低くないが、整備後25年が経過して老朽化し、また社会構造等の変化や施設の狭隘、住民サービスの向上に伴い改修が必要となっている。このことから、従前の機能を確保しつつ「文化・健康・ふれあい」をテーマとした全世代の交流拠点施設として一体的な利用を計画している。しかし、改修を行うには、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条に基づき、各省の長の承認が必要とされ、補助対象施設の転用を弾力的に認めて頂くとともに、手続きの簡素化やその際の補助金相当額の国庫納付を求めないとする支援が必要であります。</p>
1123	11232010	御坊市新町地区福祉コミュニティ再生構想	<p>16年度末をもって閉園となる「御坊市立さざなみ保育園」を地域に持つ御坊市の「新町地区」には、現在福祉事業を供する施設が存在しない。この廃園をきっかけとして、保育園を、「新町地区」の老人のデイケアサービス事業や老人の憩いの場、老人クラブや婦人会、子ども会の活動、福祉ボランティアや地域のコミュニティの拠点的な施設として転用をしたい。しかし、地域コミュニティの拠点を含む上記の理由で施設の転用をしようとしても、社会福祉施設以外への転用には補助金の返還が生じるため、困難な状況が発生している。しかしこの制度を利用してこの転用をすることにより、特に高齢化・少子化が顕著な新町地区での福祉事業の取り組みを進展させ、また、地域住民の活動の拠点とすることによって、新町地区の住民の福祉への意識の高揚も図れ、地域全体での福祉への再生を進めていくことが出来る。</p>	<p>この施設で、月20回程度の高齢者の介護予防事業を実施をする。</p> <p>この施設を地区の高齢者や障害者が自由に遊びに来れるようにする。そのために、地区の住民がボランティアとして定期的に集まれるような福祉コミュニティの拠点にする。</p> <p>この施設で、地区の老人クラブや、婦人クラブ、子ども会等が活動を行うことにより、地区の文化的・情動的な活動を助長していきたい。</p> <p>施設を、地区の住民がいつでも集まれる、自治会活動の、また、自治会を超えた地域の交流事業等を行う住民コミュニティ活動の拠点とする。</p>	<p>16年度末で廃園となる「さざなみ保育園」を、地区の福祉コミュニティ施設として活用しよう計画を始めたが、社会福祉施設への転用以外では補助金の返還が発生するため、地区の住民が熱意している施設への転用が困難になっている状況です。何とか福祉コミュニティへの転用を実現し、地区住民の福祉の向上を図りたいと考えています。</p>	和歌山県	御坊市	御坊市新町地区福祉コミュニティ再生構想	<p>16年度末をもって閉園となる「御坊市立さざなみ保育園」を地域に持つ御坊市の「新町地区」には、現在福祉事業を供する施設が存在しない。この廃園をきっかけとして、保育園を、「新町地区」の高齢者の介護予防事業や老人・障害者の憩いの場、老人クラブ・婦人会・子ども会の活動、福祉ボランティアや地域のコミュニティの拠点的な施設として転用をしたい。この転用をすることにより、特に高齢化・少子化が顕著な新町地区での福祉事業の取り組みを進展させ、また、地域住民の活動の拠点とすることによって、新町地区の住民の福祉への意識の高揚も図れ地域全体での福祉への再生を図る。</p>
1601	16012020	高齢者安心住み替え支援構想	<p>(部分) 高齢者が安心して住み替えができる高齢者向け優良賃貸住宅の整備の促進するための支援措置</p> <p>特定優良賃貸住宅の空き家を高齢者向け優良賃貸住宅として管理することを認める目的外使用の弾力化を行う。</p> <p>社会福祉法人が高齢者向け優良賃貸住宅事業を実施する場合に、建設用地を基本財産のままとして実施ができるようにする。</p>	<p>「福岡県あんしん住み替えバンク(仮称)」を設置</p> <p>「福岡県あんしん住み替えバンク(仮称)」とは、高齢者等が安心して住み替えることができるよう情報提供・相談業務等を行い、また、住み替え希望を持つ者又はその物件を登録し、その意向をマッチングすることにより住み替えの円滑化を図り、もって人生のそれぞれの段階に応じた適切な居住環境の確保と地域の活性化に寄与することを目的としたものです。</p>	<p>特優良のストックの有効活用により、高齢者向け優良賃貸住宅の供給が促進され、高齢者の住み替えが進むと思われる。現在は、法による管理年数、補助金適正化法の規定により有効活用ができない。</p> <p>社会福祉法人による高品質建設に際し、定款の変更などの煩雑な手続きが、建設促進の阻害要因となっている。</p>	福岡県	福岡県	高齢者安心住み替え支援構想	<p>1970～80年代に40歳前後のファミリー層によって形成されたいわゆるニュータウンは、地域全体が高齢化し、児童数の減少など地域経営へ支障をきたしている。これら高齢世帯は、資産を活用し街なかの利便性の高い地域への住み替えを希望しているが、そのノウハウがないため、県は平成16年秋を目標に「福岡県あんしん住み替えバンク(仮称)」を設置し支援を行うこととしている。</p> <p>このような地域の再生には、円滑な住み替えを可能とする環境整備が必要で、高齢者の持家の賃貸化に対する資料保証制度の創設などの支援が必要であり、住み替えにより空いた住宅への若年世帯の入居による地域の活性化や街なか居住の推進による既存インフラの活用など経済的社会的効果が期待できる。</p>
1607	16072010	住民なんでも施設の構想	<p>住民が、住み慣れた地域で、安心して暮らしていけることができるような地域づくりを、住民とともに創る事業(ライフセイフティネットの構築)や市民公益活動による住民の政策参加など、住民主体の自治が育ちつつある状況の中で、地域において住民が継続して活動できる拠点施設がないため、それらの活動支援ができていない状況にある。都市型の豊中市においては、近所づきあいや、地域の交流が希薄になる一方で、新たなボランティア団体やNPO法人、事業者等において、地域活動が行なわれている状況である。とりわけ地域福祉活動は、地域づくりの中で地域住民、地域団体、事業者等が積極性をもって主体的に関わり取り組むことが重要であり、そのための活動拠点の確保は不可欠である。現在、市の公共施設の利用状況と市民活動との関わりについて調査をしているところであるが、稼働率が低い公共施設について、その有効活用を図るとともに、住民自治の育成を支援するため、補助対象施設の部分的な転用について所管省庁の承認を求める。</p> <p>【対象となる施設の一覧は資料1に記載】</p>	<p>・住民コンペによる補助対象施設の部分的転用</p> <p>・豊中市ライフセイフティネットの構築として、地域住民が気軽に相談できる窓口とその体制を地域で整備するため、稼働していない公共施設の部分的転用の承認を受け、これらを継続的に入る活動拠点とする。</p>		大阪府	豊中市	住民ニーズに応じた補助対象施設の部分転用の承認	<p>住民主体の自治が育ちつつある状況の中で、地域において住民が継続して活動できる拠点施設がないため、それらの活動支援ができていない状況にある。都市型の豊中市においては、近所づきあいや、地域の交流が希薄になる一方で、新たなボランティア団体やNPO法人、事業者等において、地域活動が行なわれており、その支援策として活動拠点の確保が課題となる。現在、市の公共施設の利用状況と市民活動との関わりについて調査をしているところであるが、稼働率が低い公共施設について、その有効活用を図るとともに、住民自治の育成を支援するため、補助対象施設の部分的な転用について所管省庁の承認を求める。</p>
1142	11422010	災害被災者避難宿泊施設利用を災害救助法施行令第9条の規定に基づく実費弁償に係る基準として創設	<p>兵庫県南淡町においては、東南海・南海地震防災対策として、地震及び津波による倒壊家屋等の被害が広範囲に及んだ場合、町地域防災計画で指定している避難所及び応急仮設住宅では、食糧、水及び生活必需品等の備蓄状況では十分な避難者収容対策を講じることができないと予測されています。また、阪神・淡路大震災では、観光客が淡路島から遠のき、ホテル、旅館及び民宿等における宿泊客のキャンセルが相次ぎ、休業状態に陥りました。これらのことを踏まえて、町内の宿泊施設に避難者を受入れる協定を締結しております(災害時における避難者受入れ業務に関する協定書(以下「協定書」という。))。そこで、当該地域は、東南海・南海地震防災対策推進地域の指定を受け、今後一層の避難者即時収容対策を進めていく上で、災害被災者避難宿泊施設利用を災害救助法施行令第9条の規定に基づく実費弁償に係る基準として創設していただき、災害時即時対応を充実させるとともに、宿泊施設の有効利用を目的とした地域再生を推進します。</p> <p>災害救助法23条、災害救助法施行令第9条及び災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準第2条の規定に基づき、現行では、避難所は原則として、学校、公民館等既存の建物を利用することとなり、その後、応急仮設住宅が収容施設として認められている。今回、提案している構想は、災害により観光宿泊客がキャンセルした既存の宿泊施設空室の有効利用を災害救助法施行令第9条の規定に基づく実費弁償に係る基準として創設することで、応急仮設住宅を建設せずに、災害時の地域の雇用の確保と即時避難者収容を可能にするものです。</p>	<p>東南海・南海地震防災対策として、応急仮設住宅を建設せずに、即時避難者を協定締結宿泊施設に収容することにより、災害時であっても地域産業である観光業の振興及び地域の雇用確保を推進するものです。</p>	<p>災害救助法23条、災害救助法施行令第9条及び災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準第2条の規定に基づき、現行では、避難所は原則として、学校、公民館等既存の建物を利用することとなり、その後、応急仮設住宅が収容施設として認められている。今回、提案している構想は、災害により観光宿泊客がキャンセルした既存の宿泊施設空室の有効利用を災害救助法施行令第9条の規定に基づく実費弁償に係る基準として創設することで、応急仮設住宅を建設せずに、災害時の地域の雇用の確保と即時避難者収容を可能にするものです。</p>	兵庫県	南淡町	地域防災推進構想	<p>東南海・南海地震防災対策として、災害救助法23条、災害救助法施行令第9条及び災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準第2条の規定に基づき、現行では、避難所は原則として、学校、公民館等既存の建物を利用することとなり、その後、応急仮設住宅が収容施設として認められている。今回、提案している構想は、災害により観光宿泊客がキャンセルした既存の宿泊施設空室の有効利用を災害救助法施行令第9条の規定に基づく実費弁償に係る基準として創設することで、応急仮設住宅を建設せずに、災害時の地域の雇用の確保と即時避難者収容を可能にするものです。</p>

構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	支援措置に係る提案事項(事項名)	支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1153	11532020	国庫補助金で建設した病院施設の機能転換に際しての財産処分の優遇措置	自治体病院機能再編成に当たり、国庫補助金により建設した病院が、統合再編の結果病院として維持する必要が無くなった場合、他の公共施設に転用する際の国庫補助金相当額の納付を免除する。	補助事業を活用して建設した自治体病院は多くあることから、その機能転換に当たっては、財産処分に係る補助金相当額の納付が免除されることが事業を円滑に実施する上で必要。	各病院が機能を転換するに当たり、国庫補助金の補助目的に反して財産処分するという取り扱いになった場合、現在、国、県で進めている自治体病院の再編ネットワーク化を阻害する要因となる。	青森県	青森県	自治体病院機能再編医療体制の再生構想	本県には31の市町村立病院(以下「自治体病院」という。)があり、病院数と病床数でいずれも県全体の約30%を占めるなど、地域医療の確保に大きな役割を果たしてきた。 しかし、医師の確保が困難になっていること、医療費が抑制基調となる中で診療報酬が引き下げられたこと、厳しい地方財政を背景とした一般会計からの繰出不足となっていることなどその存立が危ぶまれている。 県では、自治体病院を、二次保健医療圏ごとに機能再編成し、医療資源を最大限活用し、民間医療機関との連携も視野に入れたネットワーク化を進め、二次保健医療圏内で一般的な医療が完結できる医療提供体制の確立を目指している。
1475	14752010	防災・危機管理に関する権限移譲	「関西広域防災・危機管理機構(仮称)」があらゆる災害に対応できるようにするため、災害対策基本法はしめ所要の法令等を改正すること。 非常時に権限の集中が行えるよう、防災、災害救助、伝染病予防等に関する国および府県の権限を必要に応じて「関西州(産業再生)特区」に移譲すること	「関西州(産業再生)特区」において、大規模災害を未然に防止し、発生する被害を最小化するため総合的な政策の企画立案を行う。 「特区」のもとに、関西のすべての防災・危機管理活動を統率する組織として「関西広域防災・危機管理機構(仮称)」を設置し、関係省庁ならびに府県との権限関係をあらかじめ調整しておくことによって、危機に対する地域の準備・対応能力を高めるとともに、災害発生時に権限を集中することにより救助などの機動的な対応を行う。	関西の活性化には産業再生が不可欠であり、そのためには住民や企業がこの地域で安心して活動できるようあらゆる災害に対する安全が確保されていることが重要である。 しかし現状では、近い将来発生が予想される南海、東南海地震や直下型地震への対応、さらにはテロ、新型伝染病などの危機管理も十分であるとは言いがたい。 地震、大事故、テロ等により交通、通信、エネルギーなどの社会インフラが広域的に影響を受ける恐れが強いが、これらの事態に一体的・機動的に対応できる体制もない。	大阪府、京都府、兵庫県	(社)関西経済連合会、(社)関西経済同友会、関西経営者協会、大阪商工会議所、京都商工会議所、神戸商工会議所	広域的な防災・危機管理体制の構築	関西において大規模災害を未然に防止し、発生する被害を最小化するため総合的な政策の企画立案を行う。 地震、テロ、新型伝染病など関西のすべての防災・危機管理活動を統率する組織として「関西広域防災・危機管理機構(仮称)」を設置し、関係省庁ならびに府県との権限関係をあらかじめ調整しておくことにより、危機に対する地域の準備・対応能力を高めるとともに、災害発生時に権限を集中することにより救助などの機動的な対応を行う。 なお、本提案は「関西州(産業再生)特区構想」における12の具体的事業構想の一つである。
1536	15362010	医療の指導・監査の強化について	現在、医療監査に関する権限は県が保持しているため、市民からの情報提供があっても、福岡県国保・援護課にその情報を連絡するだけで、情報の活用状況や、また医療監査の結果の連絡がないため、情報提供がどこまで生かされているのか、また効果が不明である。 市が直接指導及び監査が出来れば情報の生かし方の検討や効果の測定が可能となり、医療費適正化の推進に繋げる事ができる。	県の医療監視に伴う権限のうち、国民健康保険法第41条に規定する保険医療機関等の指導、第45条の2第1項に規定する、保健医療機関等の関係者に対し「報告若しくは書類の提出若しくは提出を命じること」、「出頭を求め、質問すること」及び「保険医療機関等の物件を検査すること」の権限移譲を行い、市において実施する。	現在、医療監査に関する権限は県が保持しているため、市民からの情報提供があっても、県にその情報を連絡するだけで、情報の活用状況や、また医療監査の結果の連絡がないため、情報提供がどこまで生かされているのか、また効果が不明である。	福岡県	北九州市	医療監査の強化について	現在、医療監査に関する権限は県が保持しているため、市民からの情報提供があっても、福岡県国保・援護課にその情報を連絡するだけで、情報の活用状況や、また医療監査の結果の連絡がないため、情報提供がどこまで生かされているのか、また効果が不明である。 市が直接指導及び監査が出来れば情報の生かし方の検討や効果の測定が可能となり、医療費適正化の推進に繋げる事ができる。
1590	15902010	医師標準数の算定基準の設定権限の移譲	地域の実態に即した医師標準数の算定基準を道が設定し、許可基準を緩和する。 なお、医師標準数の算定基準を、下記事項を考慮したものとす。 外来における初診患者と再診患者の数に応じた算定 急性期患者と慢性期患者の数に応じた算定 過疎4法の指定地域における一律緩和による算定	地域の実態に応じた医療を確保し、地域住民に医療に対する不安感を生じさせない地域毎の医療体制の整備を図る。	・現行の医師標準数の算定基準は、病院の入院患者数及び外来患者数を基に、全国一律で設定されたものであり、過疎地の病院が担っている機能(老人慢性疾患患者が多い。)や地域特性に配慮されたものとなっていない。 ・これまでも、過疎地病院において、医師標準数を確保させるための取り組みを行ってきたが、現状としては、市町村立病院の約90%は医師が充足されていないため、病院の新規開設や増床、病床種別の変更等が困難な状況になっている。 ・医師標準数を下げることは、患者に対する医療サービスの質の低下をまねく要因にもなりうるが、過疎地では、老人医療が主であり、実際には支障なく病院が運営されている状況にあることから、医師標準数(全国一律)を適用すると、病院の医師現員数よりも多くの人数が必要になる。 ・道としては、地域の医療実態や医師の配置状況を踏まえ、これまで行われてきた医療の質の低下をまねかない範囲で、医師標準数の弾力的な設定を提案するものである。	北海道	北海道	高齢者・障害者暮らし安心プラン	北海道では、全国を上回るスピードで高齢化、過疎化が進行しており、また、面積が広大で広域分散型社会を形成しているため、医療や介護・福祉サービスの分野における地域格差が著しく、その改善が求められており、地域の実情に即した医療体制の確保、介護福祉サービス事業者の参入促進や、より効率的な施設整備が必要となっている。 このため、地域実状に即した医療の確保や、過疎化に対応した地域福祉の推進を通して、高齢者・障害者が安心して暮らせる環境づくりをすすめて、過疎地域でも高齢者が安心できるきめ細かな医療や、民間事業者の参入が進みにくい地域でも安心できる介護・福祉サービスの実現を図る。
1056	10562010	観光船専用バースを有する港湾施設を活用したクルーズ観光振興のための開港	以下の基準を全て満たす港湾をクルーズ観光指定港湾として開港する。 近隣の開港までの距離が330キロメートル以上 観光船専用バースを有する重要港湾	屋久島、奄美大島、沖縄本島の世界文化遺産・世界自然遺産(候補地を含む)地域と韓国、中国、台湾等のアジア地域や南西諸島と長崎、大阪、横浜など国内観光の拠点港等を結ぶ多彩なクルーズ観光ツアー企画を国内外に発信し、観光の振興による地域経済の活性化を図る。	本港は昭和28年の奄美群島本土復帰と同時に開港となり、沖縄の本土復帰を契機に昭和49年開港となった。 出入国港とはなっているものの管理事務所はなく、クルーズ客船の外国港間との直接寄港に常時対応できる体制が整っていないため、クルーズ観光ツアー企画の誘致において、地域独自の取り組みには限界をきたしている。 地理的ポジションや自然的特性を生かすという新たな奄美群島振興開発特別措置法の基本理念のもと、クルーズ観光による地域経済の活性化を図るためには、出入国のみならず、新たな指定港「クルーズ観光指定港湾」として開港することが最大の手段であるとの理由による。	鹿児島県	名瀬市、社団法人奄美大島法人会青年部	観光船専用バースを有する港湾施設を活用したクルーズ観光の振興	奄美群島は、昭和28年に本土復帰し、その後50年余にわたり各種の社会基盤整備がなされてきたが、本土との所得格差をはじめ、経済的自立には至っていないのが現状である。今後は、これまで整備されてきた社会基盤を活用し、自立的発展のための施策展開が求められている。このような状況の中、重要港湾名瀬港においては、去る4月に観光船専用バースが完成し、クルーズ観光の振興による地域経済の活性化が期待されているが、近隣の開港である鹿児島港と沖縄県那覇港約720kmの海域間は本港を含めて開港がなく、外国港間との直接寄港に常時対応するための体制が不十分であり、併せて港湾施設と観光施設の一体的整備がなされていない。 鹿児島県総合計画で掲げるアジア地域を中心とする海外観光客の誘致拡大と本市が目指すクルーズ観光の振興による地域経済の活性化を図るため、本港をクルーズ観光指定港湾として開港するとともに、港湾施設内における観光客受け入れ施設整備のための支援措置を提案する。



構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	支援措置に係る提案事項(事項名)	支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1350	13502010	一級河川管理権限等の移譲	関西において完結する水系を一体的に管理できるようにするため、一級河川の管理権限はじめ所要の権限を国から「関西州(産業再生)特区」に移譲すること。	「関西州(産業再生)特区」において、関西の総合的な水資源政策を企画立案し、水系管理の基本方針を決定する。 「特区」のもとに「関西水系管理機構(仮称)」を設立し、広域の湖沼、河川から上下水道まで、関西の水系を一体的総合的に管理するとともに、水質保全、防災等の観点から広域的な規制や監視の役割を担う。	関西の活性化には産業再生が不可欠であり、基盤となる水の問題を同時に考えることが重要である。現在は河川ごとに国・地方が混在して、また複数府県にまたがる河川はそれぞれの府県の単位で、さらに工業、農業、生活用水等用途によってばらばらに管理運営されており、水系として水資源を有効かつ効率的に活用できていない。このため、産業インフラや生活インフラとしての水のコストが高く、また水質保全にも多大な努力を必要としている。 貴重な資源である水について、水源の涵養、水質の保全、治水から各種用水の効率的活用まで一貫して所管し、関西の水系を一体的に管理する体制を構築する。これにより、厚生省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省などにまたがる問題を一元的に処理でき、一方、関西において水質保全等における先進的な取り組みを行っている自治体の取り組みを広域に波及していくことが可能になる。	大阪府、京都府、兵庫県	(社)関西経済連合会(社)関西経済同友会、関西経営者協会、大阪商工会議所、京都商工会議所、神戸商工会議所	水資源の保全活用のための水系の一体的管理	貴重な資源である水について、水源の涵養、水質の保全、治水から各種用水の効率的活用まで一貫して所管し、関西の水系を一体的に管理する体制を構築する。これにより、厚生省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省などにまたがる問題を一元的に処理でき、一方、関西において水質保全等における先進的な取り組みを行っている自治体の取り組みを広域に波及していくことが可能になる。 「関西州(産業再生)特区」において、関西の総合的な水資源政策を企画立案し、水系管理の基本方針を決定する。 「関西水系管理機構(仮称)」を設立し、広域の湖沼、河川から上下水道まで、関西の水系を一体的総合的に管理するとともに、水質保全、防災等の観点から広域的な規制や監視の役割を担う。 なお、本提案は「関西州(産業再生)特区構想」における12の具体的事業構想の一つである。
1489	14892020	各種手続きの窓口一本化	河川及びその周辺道路で水に親しむイベントやオープンカフェ等を企画する場合、河川敷の使用許可、道路の使用・占用許可や消防署・保健所等への各種手続きが必要となるが、総合窓口で一本化することにより手続きが簡略化され、イベントの開催が短期で計画できる。	水門川や自噴井広場等を見る・触れる・活用する機会や場所を整備する。具体的には、定期的に水門川へ栈敷席を張り出し、オープンカフェや水とふれあうコーナーなどとして活用する。その際、水門川の水量を調整し、舟下りもできる様にする。また、自噴井広場に接した駅通りの歩道上にも、オープンカフェなどを設置する。		岐阜県	大垣市	中心市街地における水門川・湧水を活かしたまちづくり構想	「水と緑と情報～魅力あふれる生活文化都市」をめざし、夢ある事業として、当市の地域財産である湧水などの良好な水をとらえ、「水を活かしたまちづくり」「水を活かした地域産業おこし」を推進するため、まちづくり・観光・産業の観点から、どのように水を保全、創出、利用あるいは活用していくべきかを、市民、ボランティア団体、企業、行政がともに考える機会や場所を提供する。具体的には、定期的に水門川へ栈敷席を張り出し、オープンカフェや水とふれあうコーナーなどとして活用する。その際、水門川の水量を調整し、舟下りもできる様にする。また、自噴井広場に接した駅通りの歩道上にも、オープンカフェなどを設置する。
1140	11402010	基礎自治体が保健所を設置する場合の設置要件の緩和及び広域連合や一部事務組合による共同設置並びに県から既保健所設置市への委託を可能にすること	保健所の設置については、現在、地域保健法により、都道府県、指定都市、中核市等に限られており、地域住民と最も身近に接することができる基礎自治体でのサービス提供が十分に行えない現状であるので、それらをより幅広く実施できるよう地域保健法の改正を行うこと。	・地域の実情にあった福祉・保健・医療の一体的な行政サービスの提供を推進。 ・地域住民のニーズに応じたきめ細かくかつ効果的・効率的なサービス供給体制の整備。	保健所の設置については、現在、都道府県、指定都市、中核市、その他政令で定める都市、特別区で設置が可能であるが、基礎自治体での設置は、認められておらず、地域の実情にあった福祉・保健・医療の一体的サービスの提供が十分におこなうことができない現状である。 については、住民相談窓口の総合化やワンストップサービスの観点から、ある程度の規模を有する基礎自治体も保健所の設置が可能となるよう、権限移譲に伴う所要の地方財政措置を含め、当該設置要件の緩和を要望・提案する。 また、要件緩和については、市町村合併が推進されていることから、広域連合や一部事務組合による共同設置や、近隣の既保健所設置自治体への業務委託も可能となるような法改正を提案する。	広島県	広島県	分権ひろしま活性化プラン	本県は、市町村の合併を促進しており、平成14年度当初に86あった市町村数は、平成17年度当初には、30前後に再編されることとなる。 このように、新しい自治の形が生まれつつある中で、本県は、国、県、基礎自治体や官民間の新しいパートナーシップのもとで、地域に即した行政サービスが最も効果的・効率的に提供される「分権型行政システム」を構築していくことにより、地域の自主性・自立性を高めるとともに、民間のノウハウや創意工夫を活用し、地域経済の活性化や地域雇用の創出など、「元氣な広島県」づくりを推進していく。 また、こうした取り組みを推進していく上で、制約となる国の法令や制度の見直し等については、地域再生制度を活用し、一定の条件が整ったものから順次、国に対して提案を行い、支援措置の決定を受け、権限移譲や民間開放等を積極的に行う。
1326	13262010	国の多文化共生(外国人)関係施策の統一的な推進に向けての諸機関の整備	外国人に係る諸問題を総合的に企画、立案、調整する機関が国に存在しない。		多文化共生の施策推進に関する施策については、関係する国の機関がそれぞれ対応しており、総合的に効果的な施策の推進が難しい。	愛知県	愛知県	多文化共生社会の実現を目指して	在住外国人にかかる諸政策の一元化をはじめ、保険、年金、在留資格、外国人登録制度などさまざまな分野に関する制度改革を提案する。
1326	13262020	国の多文化共生(外国人)関係施策の統一的な推進に向けての根拠法令等の整備	多文化共生の施策推進に関する統一的な方針・施策が存在しない		多文化共生の施策推進に関する統一的な法的根拠が存在せず、効果的な施策推進が難しい。	愛知県	愛知県	多文化共生社会の実現を目指して	在住外国人にかかる諸政策の一元化をはじめ、保険、年金、在留資格、外国人登録制度などさまざまな分野に関する制度改革を提案する。
1432	14322010	地方改善施設(大型共同作業場)の有効活用計画	・地域の有する資源(農産物、水産物)等を活用し、都市との交流、地元PRを図ることを目的として行政財産である地方改善施設及び当該用地を有効活用することにより、地場産業の育成、活性化を図り地域再生を支援する。 規制の特例措置:補助金活用施設の目的外利用の弾力化	・市場開権等により地域特産品(農産物・水産物)をいかした、都市との交流、地元PR、併せて地場産業を育成、活性化を図る	県単独事業だけでの取り組みには限界があり、地域再生プログラムで取り組むことにより、更なる有効活用を図りたい。	和歌山県	和歌山県	地方改善施設(大型共同作業場)の有効活用計画	1和歌山県の地域の特性を生かした資源(農産物・水産物)を活用することにより、地場産業の育成や地元PRを行う。 2民間企業の申請に基づき、地方改善施設(大型共同作業場)設置者である市町村が選定した民間企業が、都市との交流、地元PRの活用、新たな地場産業の促進を図る場合にあっては、行政財産である地方改善施設(大型共同作業場)及び当該用地の払い下げを可能とする。 3地方改善施設(大型共同作業場)設立時の初期目的が達成された現在、社会ニーズの変化に伴い、その必要とする公共的施設への転用の弾力的な承認をすることにより地域再生を支援する。

構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	支援措置に係る提案事項(事項名)	支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1432	14322020	地方改善施設(大型共同作業場)の有効活用計画	・都市との交流、地元の雇用、新たな地場産業育成を促進させるため、行政財産である地方改善施設(大型共同作業所)及び当該用地を民間企業等に払い下げるにより、地域の活性化を図り地域再生を支援する。 補助金活用施設の処分の弾力化。	民間企業の進出により、都市との交流、地元の雇用、新たな地場産業の育成を促進させるため、地方改善施設(大型共同作業場)及び当該用地の払い下げを可能とする。	県単独事業だけでの取り組みには限界があり、地域再生プログラムで取り組むことにより、更なる有効活用を図りたい。	和歌山県	和歌山県	地方改善施設(大型共同作業場)の有効活用計画	1和歌山県の地域の特性を生かした資源(農産物・水産物)を活用することにより、地場産業の育成や地元PRを行う。 2民間企業の申請に基づき、地方改善施設(大型共同作業場)設置者である市町村が選定した民間企業が、都市との交流、地元の雇用、新たな地場産業の促進を図る場合にあっては、行政財産である地方改善施設(大型共同作業場)及び当該用地の払い下げを可能とする 3地方改善施設(大型共同作業場)設立時の初期目的が達成された現在、社会ニーズの変化に伴い、その必要とする公共的施設への転用の弾力的な承認をすることにより地域再生を支援する。
1432	14322030	地方改善施設(大型共同作業場)の有効活用計画	・地方改善施設(大型共同作業場)設立時の初期目的である、職住分離、地元の雇用問題が達成された現在、社会ニーズの変化に伴い、その必要とする公共的施設への転用計画規制の特例措置:補助金活用施設の転用の弾力化	・地方改善施設(大型共同作業場)設立時の初期の目標であった、職住分離等が達成された現在、地元が必要とする公共的施設へ転用可能とし、地域再生を支援する。	県単独事業だけでの取り組みには限界があり、地域再生プログラムで取り組むことにより、更なる有効活用を図りたい。	和歌山県	和歌山県	地方改善施設(大型共同作業場)の有効活用計画	1和歌山県の地域の特性を生かした資源(農産物・水産物)を活用することにより、地場産業の育成や地元PRを行う。 2民間企業の申請に基づき、地方改善施設(大型共同作業場)設置者である市町村が選定した民間企業が、都市との交流、地元の雇用、新たな地場産業の促進を図る場合にあっては、行政財産である地方改善施設(大型共同作業場)及び当該用地の払い下げを可能とする 3地方改善施設(大型共同作業場)設立時の初期目的が達成された現在、社会ニーズの変化に伴い、その必要とする公共的施設への転用の弾力的な承認をすることにより地域再生を支援する。
1616	16162010	災害医療に関する研修・訓練機能の集中	国立災害医療センターやJICAが実施している研修・訓練事業を「兵庫県立災害医療センター」等で集中的に実施する。 国立災害医療センター(東京)で実施している研修事業の「兵庫県立災害医療センター」等での集中実施 JICAが実施している防災・医療等に係る専門家養成研修や外国人研修員受入事業の「兵庫県立災害医療センター」等での実施	国立災害医療センターやJICAが実施している研修・訓練事業を、「兵庫県立災害医療センター」を中心に、HAT神戸に集積している、人と防災未来センター、こころのケアセンター等の施設や兵庫県立大学看護学部及び兵庫県立広域防災センター等が連携して、非医療職(看護師、理学療法士等)を含めた広範な災害医療従事者を対象に実施する。 <例> 外国語(英語、仏語)、公衆衛生学、熱帯医学、災害医療、防災に関する知識、技能、訓練等 「兵庫県立災害医療センター」が実施している災害医療コーディネーター研修、災害医療従事者研修等のノウハウを活かして、国内(各府県の基幹災害拠点病院及びNPO・NGO等ボランティア)及び海外からの非医療従事者を受け入れて、研修を実施する。(海外研修生受け入れについてはJICA事業を活用)	「兵庫県立災害医療センター」の災害医療に関する研修・訓練機能を充実し、兵庫県内にある防災関連施設・機能との連携を強化し、国際的な災害医療支援拠点としての整備を図る必要がある。 このため、国立災害医療センターやJICAが実施している研修・訓練事業を「兵庫県立災害医療センター」等で集中的に実施する。	兵庫県	兵庫県	災害医療支援拠点構想	兵庫県では、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、大規模災害に対応できるよう、災害時における医療の提供及び平常時における救急医療の提供を行う「兵庫県立災害医療センター」を整備したところである。 今後、「兵庫県立災害医療センター」に調査・研究、研修・訓練機能を充実するとともに、周辺防災関連施設・機能との連携を強化し、国際的な災害医療支援拠点としての整備を図るため、次の措置を提案する。 災害時又は救援支援時の医薬品調達についての規制緩和 外国人研修生の医療従事に関する規制緩和 災害医療に関する研修・訓練機能の集中 災害医療に関する調査研究の集中実施
1629	16292020	サイエンスツアーの推進	・科学技術に対する国民の理解を得るには研究成果や科学技術を普及啓発する必要があることから、各省庁及び独立行政法人等は、つくばサイエンスツアー事業に参画し、見学受入体制づくりに積極的に協力すること。 ・研究機関の取りまとめ役である文部科学省研究交流センターにおいては、情報発信機能の強化を図ると共に見学体制の整備にあたっては中心的役割を果たすこと。	・スミソニアン博物館を範とした見学コース等の設定による、見学者の誘致のための各省庁(各独法)連携による支援体制を整備する。	・研究機関毎に施設開放や広報への取り組みや熱意はまちまちであり、独立して行っていることから、各省庁(各研究機関)が連携して全体の広報の充実を図ることが必要である。	茨城県	茨城県	つくばスミソニアンプロジェクト	・科学技術基本計画等で目指す「国民が夢と感動を抱ける機会の提供、理解増進のための場・機会の拡充等」を推進するため、筑波研究学園都市における既存の研究機関等を活用したサイエンスツアーの実施体制を整備する。 ・筑波研究学園都市は1963年の開講以降、約40年に渡り徐々に都市の建設整備及び研究活動等が進められ成熟期を迎えつつあるが、平成17年秋のつくばエクスプレスの開通を契機に、既存資源を活用したこのツアー実施により新しいまちづくりを推進する。
1204	12042020	ハローワーク等での就業関連の職業相談・職業紹介事業の実施	厚生労働省と農林水産省の連携により、ハローワークに就農の専門家を配置し、就農支援がワンストップで行える体制を整備	ハローワークで就農の専門家を配置することにより、農林水産業への就業相談も含めたワンストップサービスを実現し、農林水産業を支える人材の確保を促進する。 また、本年度設置の「若者就職支援センター」との連携により、若年労働者に対する就業支援もワンストップサービスを実現	本県では、若者の雇用を支援するため「若者就職支援センター」を新設し、相談員によるカウンセリングや適正検査を通じた職業意識の醸成から福井学生職業相談室(ハローワーク)による職業紹介、就職後の定着指導をワンストップで行うこととしている。一方、本県の農林水産業においても、若年労働力の確保は急務であり、国の「農業をやってみようプログラム」アクションプランに基づき国の職業紹介事業(ハローワーク)との連携は図られているが、農林水産業への就業も含めたワンストップサービスは、実現していない。	福井県	福井県	新規就農支援充実構想	農業法人等への就農の促進を図ることにより将来の担い手を確保するため、農業法人等に就職する者およびこうした就農者を受け入れる農業法人等が就業支援資金を借り受けられるよう、貸付対象の更なる弾力化と拡充を図ることにより、法人等へ就農し、準備期間を経て独自の経営を目指す新規就農者等に対する資金面での支援を強化するとともに、厚生労働省との連携により、ハローワークにおいて就業支援をワンストップで実現することにより新規就農を一層促進する。
1347	13472010	雇用政策に関する権限移譲	関西全体で求職者のニーズに合った雇用政策を広域的に展開できるよう、国および府県から「関西州(産業再生)特区」に対して必要な権限を移譲すること。	求人情報の共有化、職業訓練の専門化、転居を伴う就業の支援、民間職業紹介会社の活用など、都市部と農村部を抱える関西全体で求職者のニーズに合った雇用政策を広域的に展開する。	関西の活性化には産業再生が不可欠であり、それを後押しするためにも雇用のミスマッチが発生し、景気の回復局面を迎えても高止まりしている失業率を改善することが重要である。特に、都市と農村が近接している関西においては、双方を対象とする広域的な雇用政策を講じることが新たな事業や雇用の創出につながる。 国の関係省庁と各自自治体がさまざまな雇用政策を講じているために、それぞれの要件が限定され、利用者からするとかえって使い勝手が悪くなっている。	大阪府、京都府、兵庫県	(社)関西経済連合会、(社)関西経済同友会、関西経営者協会、大阪商工会議所、京都商工会議所、神戸商工会議所	都市と農村を通じる広域的雇用政策の推進と「農業ベンチャー」の育成	都市部と農村部を抱える関西全体で一体的・広域的な雇用政策を行うとともに、農村部における新たな雇用の受け皿となる「農業ベンチャー」を育成する。 求人情報の共有化、職業訓練の専門化、転居を伴う就業の支援、民間の職業紹介会社の活用など求職者のニーズに合った雇用政策を広域的に展開する。 「農業ベンチャー」を育成し、都市部から農村部へ就業資金、資金、経営ノウハウ等を移転するとともに、幅広い層の企業や個人がベンチャー精神を発揮して農業分野に積極的に参入できるようにする。 なお、本提案は「関西州(産業再生)特区構想」における12の具体的事業構想の一つである。



構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	支援措置に係る提案事項(事項名)	支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1419	14192011	地方への人材移転を推進する「ヒューマン・アルカディア構想」推進プロジェクトチームの設置	地方への人材移転を推進することに関係する省庁によるプロジェクトチームを東京に設置し、「ヒューマン・アルカディア構想」に賛同する自治体も加えて、具体的な支援措置等と一緒に検討する。	関係省庁による「ヒューマン・アルカディア構想」推進プロジェクトチームにより、地方に移転するための様々な情報(仕事、住宅、生活、文化環境等)の提供、移転の相談、斡旋を行う「ヒューマンアルカディアセンター」の設置(東京、大阪、名古屋、福岡等)に関することや、人材移転促進のための税制上の優遇措置や就職支援措置などを検討する。		宮崎県	宮崎県	ヒューマン・アルカディア構想推進プロジェクトチームの設置	地方への人材移転をすすめるヒューマン・アルカディア構想について、推進・支援するためのプロジェクトチームを関係省庁に設置し、自治体と一緒に検討する。
1460	14602010	総合的雇用情報システムの稼働時間の弾力的運用	若年者の雇用情勢は、高い失業率と早期離職率、増加するフリーター、希薄化する職業意識など、依然として厳しい状況が続いている。このため、若年者のためのワンストップサービスセンターを設置し、就職に関する情報提供、適職診断などの職業相談、併設するハローワークにおける職業紹介、などの就職支援サービスを総合的に提供することとしている。これらの就業支援をより効果的に実施するため、センターの開館時間に合わせ、併設するハローワークにおける総合的雇用情報システム(本省管理)の稼働時間を弾力的に運用できるようにする。	若年者のためのワンストップサービスセンターにおいては、若者のための就業支援サービスを1箇所でまとめて提供することとしているが、職業相談から職業紹介までの支援を効果的に実施するためには、併設するハローワークにおける職業紹介サービスと連携していることが肝要である。現状では、本省で管理する総合的雇用情報システムの稼働時間が一定の時間に限定されている。今後、センターの開館時間(9:00~18:00)とその利用状況や若者のニーズを踏まえて、必要に応じて、例えば、相談業務実施中は稼働を継続する、18:00までは稼働させるといった、弾力的な運用ができるシステムとするよう配慮願いたい。	若年者のためのワンストップサービスセンターにおいて、就業支援サービスを提供するに当たっては、職業相談から職業紹介までのサービスをワンストップで提供することが重要であることから、センターの開館時間や利用状況等を踏まえて、併設するハローワークにおける総合的雇用情報システムの稼働時間を弾力的に運用できるようにするもの。	富山県	富山県	若年者のためのワンストップサービスセンターの機能充実による若者就業支援	前回の提案(地域再生構想管理番号:1291)の中の、「若年者向け就業支援センターへの支援等」による就業支援をより効果的に実施するため、併設するハローワークにおける総合的雇用情報システム(本省管理)の稼働時間をセンターの開館時間等に合わせ、弾力的に運用できるようシステムとともに、センターにおける職業相談と職業訓練を効果的に進めるよう、センターと連携した職業訓練について、国の10/10委託事業として実施できるようにする。
1631	16312010	緊急地域雇用創出特別交付金事業における「中小企業特別委託事業」から「一般事業」への交付金の振り替え及び平成17年度以降への繰り越し	現行制度の「中小企業特別委託事業」における受託可能な企業は、制度上の要件が厳しいことや委託契約額の上限があることなどから、中小企業特別委託事業分の交付金の執行には限界がある。同制度の主旨である雇用機会の創出に確実に結びつくようにするためには、地域の実態に見合った運用の仕方として、中小企業特別委託事業から交付金を振り替え、一般事業として実施する。	・多様な経歴を有する社会人を教員補助員として学校に受け入れ教科指導、文化芸術活動、自然体験活動等の教育活動を充実する事業 ・良好な景観の形成を進めるための廃屋の除去や緑地の管理による都市・地域環境の改善や海岸、河川、湖沼、観光地等の美化を進める事業 ・施設管理補助員による埠頭等の巡回や放置艇対策の強化を図る事業	依然として雇用情勢の厳しい本県において、緊急地域雇用創出特別交付金事業を真に雇用創出効果のあるものとして実施するため、中小企業特別委託事業から一般事業への交付金の振り替え、及び平成17年度への繰り越しを提案するものである。	茨城県	茨城県	緊急地域雇用創出事業を活用した雇用の再生構想	国内の景気・経済状況は、大企業を中心に回復しつつあるものの、地方経済や中小企業は、依然として低迷状態にある。このような状況の中で、緊急地域雇用創出特別交付金事業は、県や市町村が地域における雇用機会の創出を図るうえで必要不可欠なものとなっており、本県の依然として厳しい雇用情勢を踏まえると、同事業を真に雇用創出効果のあるものへ再編し、引き続き実施する必要がある。
1327	13272010	補助金整備施設の目的外使用の拡大	地域再生制度においては、補助対象施設の有効利用を目的とした支援措置が講じられている(10903 勤労青少年ホームの施設転用、13004 補助対象施設の有効利用等)が、需要の著しい減少が必要なこと、転用後の活用方法が従前の目的と大きく変わらないことなどの制限がある。需要の著しい減少については、ある程度活用しているがさらに利便性を高めようとすることや、利用率の向上を図ろうとする場合には、この支援措置が活用できないこととなる。また、転用後の利用目的が従前の利用目的と大きく変えられなければ、十分な施設利用を図ることが困難である。そこで、次の2点について緩和する必要がある。補助金整備施設については、利用率の減少が少ない場合でも、転用を行うことにより利用率の向上や利便性の向上が図られる場合には容認すること。転用後の目的について、従前の補助目的との関係性を廃止し、当該地方公共団体の判断により地域再生に資するものと認めた内容であれば容認すること。	地域再生計画「国際自動車産業交流都市計画」においては、勤労青少年ホームの利用については、勤労者の雇用の安定や能力の開発に資するものとしているが、直接この目的を実現するものではなくても、当該地方公共団体の判断によって総合的に地域再生に資する内容である場合は、転用を認めるべきである。	三位一体論の議論の中で、補助金改革が進められる見込みであるが、今後補助金を削減し、これを地方公共団体に税源移譲するとしても、過去に国の補助金を受けて整備した施設についても、現時点で地方公共団体が最適な利用方法を講ずる途を開く必要がある。今後自主財源で整備した施設は、当該公共団体の自由な裁量で利用が可能となるが、従前の補助金で整備した施設については、当時の補助要綱等が厳格に適用されたまま柔軟な運用ができれば、均衡を失うものとなり、結果的には補助金の有効活用にはならない。	愛知県	愛知県	国際自動車産業交流都市計画	現行地域再生制度における、補助金施設有効利用に係る要件を緩和し、目的外使用の緩和を図る。
1594	15942030	外国人旅行者の負担とならない低料金宿泊施設の整備	外国人、特にアジア地域の人々にとって、日本の物価水準はとて高いものである。その負担を少しでも軽くして、当該地域に足を運んでもらえるように、廃校学校等を利用した低料金の宿泊地を整備する。また同施設において、同時に、日本人若者の利用も見込む。確かに、短期的には、家族や高齢者に比べ、若者がもたらす経済効果は少ないと考えられる。しかし、長期的視野に立てば、いずれ家族を持ったときなどに、戻ってきてくれることが考えられるため、将来の顧客として、十分意義のあるものと考えられる。	公立学校の廃校校舎等を観光客向け宿泊地として転用使用されていない廃校校舎、勤労青少年ホーム、職業能力開発校、公営住宅等を宿泊地として転用する。特に低い価格設定を行うことで、外国人及び若年者の観光客集客を狙う。	日本政府レベルで「観光立国構想」が打ち立てられ、2010年までに日本を訪れる外国人旅行者の数を1000万人に倍増するという目標が掲げられている。この「観光立国構想」の一環として「ビジット・ジャパン・キャンペーン」が展開されつつあるが、実際に外国人旅行者を受け入れるのは国ではなく各地域なのであり、観光産業の振興による地域再生を目指す地方自治体を国は積極的に支援する必要がある。	東京都	株式会社東京リーガルマインド	「外国人旅行者受入体制の包括的整備による地域再生構想」	政府の「観光立国構想」の趣旨に沿って外国人旅行者増加による国内観光振興を図るべく、外国人旅行者が満足するレベルの観光資本を日本各地域で包括的に整備する必要がある。特に東アジア諸国からの旅行者の増加傾向に鑑みて、一般地域住民が当該諸国の異文化コミュニケーション能力を高める教育機会の増加、観光案内標識の多言語化とICタグ等利用による多言語翻訳サービス整備、低料金宿泊施設充実に、の包括的整備を可能とするべく、既存の関連「支援措置」の「組み合わせ適用」を促進し、「地域再生計画認定地域に限定した効果を持つ支援措置」の関連項目を「全国を対象とした支援措置」に拡張することを提案する。